

地中熱等関連支援措置の紹介

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー一部政策課
小野澤 恵一

再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 27.5億円（新規）

省エネルギー・新エネルギー部
政策課制度審議室
03-3501-4031

事業の内容

事業の概要・目的

○東日本大震災以降、省エネルギー、再生可能エネルギーをこれまで以上に推進する必要性が高まっており、再生可能エネルギー熱（地中熱、太陽熱、下水熱、河川熱等）及び蓄熱槽の利用の推進がエネルギー政策的に重要となっています。

○複数の再エネ熱源、蓄熱槽、下水・河川等の公共施設等を有機的・一体的に利用する高効率な「再エネ熱利用高度複合システム」を新たに構築するために、事業者等による案件形成調査、実証を支援します。

○実証を通じてデータの取得・公表、制度的課題の抽出、ノウハウの共有化を図ることにより、当該システムの展開・普及を促していきます。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



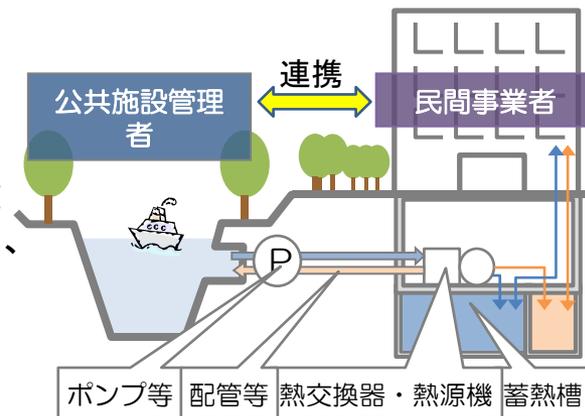
事業イメージ

案件形成調査

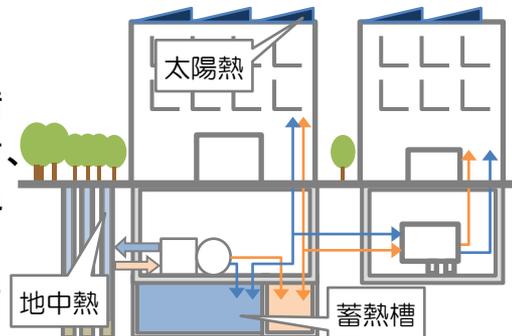
○案件形成のために必要な、熱利用設備の設計、河川や下水道施設等への影響を考慮した取水条件の検討等の調査を支援。

実証事業

○河川水熱や下水熱など公共施設管理者と連携し、再エネ熱の有効利用を実現。



○複数の再エネ熱設備や蓄熱槽の組み合わせ、複数建物間で熱融通すること等により、従来よりも高い省エネ性能を実現。



熱の有効利用プロジェクトの普及を加速化

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 40.0億円（40.0億円）

資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
03-3501-4031

事業の内容

事業の概要・目的

- 再生可能エネルギーの中でも、太陽熱や地中熱等の熱利用は、給湯や冷暖房等で活用が見られますが、その導入は必ずしも進んでいません。特に、熱利用分野の大きな課題は導入コストが高いことであり、そのコスト低減が重要な課題となっています。
- また、再生可能エネルギーの一層の拡大には、発電分野だけでなく熱利用分野での導入が非常に重要です。
- 本事業により、例えば地中熱や雪氷熱等を活用した冷暖房設備を商業施設等に導入する場合や、太陽熱給湯システムを民間事業者のチェーン店舗に導入する等、波及効果の期待できる案件を中心に熱利用設備等の導入に対して支援を行い、導入の拡大を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

○再生可能エネルギー熱利用の内訳

- ・太陽熱利用
- ・地中熱利用
- ・温度差エネルギー利用
- ・バイオマス熱利用
- ・雪氷熱利用
- ・バイオマス燃料製造



太陽熱利用

出典：NEDO太陽熱FT
業務報告書



バイオマス熱利用

出典：NEDO新エネ
ガイドブック



雪氷熱利用

出典：NEDO新エネ
ガイドブック

○地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業

【補助率1/2以内】

地方自治体等による熱利用設備導入及び地方自治体と連携して行う熱利用設備導入に対して補助を行います。

○再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業

【補助率1/3以内】

民間事業者による熱利用設備導入に対して補助を行います。

1. 背景

- (1) 我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。
- (2) その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- (1) 自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する。
- (2) 需要家が、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価することで、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくする。
- (3) 「本年3月31日までに廃止するものとする。」とされている省エネ・リサイクル支援法を廃止する。**(日切れ法案)**

3. 措置事項の概要

A. 民生部門の省エネ対策

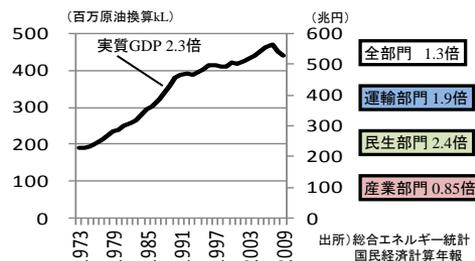
建築材料等に係るトップランナー制度

- (1) これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、**自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加する。**
- (2) 具体的には、**建築材料等(窓、断熱材等)を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る。**

※トップランナー制度: エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3~10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。

(現行の対象機器) 乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫等
23機器
(新規追加案) 窓、断熱材 等

最終エネルギー消費量の推移(73年から09年)



トップランナー制度による効果



※ 目標年度までの期間を十分に確保することで、新技術の導入を促し、これまでの例をみても価格低下により消費者にメリット。
(例) ルームエアコン

	価格	省エネ性能
1999年(設定年度)	141,920円	1068kWh
2004年(目標年度)	86,740円	945kWh

B. 電力ピーク対策

需要家側における対策

- (1) **需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にする。**
- (2) 具体的には、**ピーク時間帯に工夫して、系統電力の使用を減らす取組(節電)をした場合に、これをプラスに評価することで、省エネ法の努力目標(原単位の改善率年平均1%)を達成しやすくなるよう、努力目標の算出方法を見直す。**

C. 省エネ・リサイクル支援法の廃止(日切れ)

「平成25年3月31日までに廃止するものとする。」と規定されている、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を廃止する。